



宮崎市監査委員	梶谷欣也	
宮崎市監査委員	神戸洋一郎	
宮崎市監査委員	星山健一	
宮崎市監査委員	近藤慶子	

### 定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

教育委員会所管の小学校（潮見、赤江、国富、学園木花台、鏡洲、内海、宮崎、恒久、宮崎南、木花、生目、大淀、本郷、青島、生目台東）、中学校（宮崎、赤江東、赤江、木花、生目、大淀、本郷、青島、生目台）及び公立公民館等（中央公民館、宮崎市立図書館、佐土原図書館）の平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

小学校及び中学校の事務室等、公立公民館等の事務室及び監査室

#### 3 監査の実施期間

平成 30 年 5 月 7 日から平成 30 年 6 月 22 日まで

#### 4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

#### 5 監査の方法

小学校及び中学校の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

(1) 次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ①平成 29 年度特別支援教育就学奨励費（前期）について、申請書の申請金額の内訳「学用品・通学用品購入費」の額が 6,716 円であるにもかかわらず、誤って 7,160 円と記載していた（戻入額 444 円）。（赤江中学校）
- ②平成 29 年度生活保護費受給者の宿泊研修費調書について、食事代のうち昼食代を 2 回（昼食 550 円×2 回）で算定すべきところ、1 回（昼食 550 円）で算定していた。（生目小学校）
- ③理科室の薬品（劇物、毒物、危険物及び一般薬品）の管理について、財務規則において、物品は帳簿と符合させなければならない旨規定されており、またその危険性や事故防止の観点から、台帳への正確な記録や定期的な点検による在庫管理など適正に管理すべきところ、次のような不備があった。

- イ. 薬品台帳において、在庫管理に必要な「購入量」欄、「使用量」欄、「現在量」欄の記入もれや記入誤りがあった。
- ・「使用量」、「使用年月日」、「購入量」及び「購入年月日」の記載もれ  
(青島小学校、国富小学校、生目台中学校、赤江中学校、木花中学校、生目中学校)
  - ・「使用量」、「現在量(残量)」及び「購入年月日」の記載誤り  
(青島小学校、青島中学校、生目台中学校、赤江東中学校、木花中学校、生目中学校)
- ロ. 劇物及び毒物は薬品台帳と保有量を月1回照合し、在庫点検すべきところ、実施していない月があった。(赤江小学校、本郷中学校)
- ④平成29年度及び平成30年度の佐土原図書館ボランティアの謝礼について、根拠となる定めのないまま、1日当たり1,000円を支給していた。
- (2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。
- ①教育委員会が教職員に貸与している徽章の管理について、「徽章受払簿」「徽章貸与台帳」「徽章再貸与管理票」が作成されていないものや作成されているものの記録がないもの、正しく記載されていないものが散見された。
- 管理者への指導の徹底に加え、徽章の管理に係る手続きや帳簿等の見直し、教育委員会による点検・確認の実施などにより、適正な管理を図られたい。
- ・未作成(赤江小学校、本郷小学校、大淀小学校、本郷中学校)
  - ・記録もれ(宮崎小学校、国富小学校、赤江東中学校、宮崎中学校、生目中学校)
  - ・記録誤り(国富小学校、学園木花台小学校)
- ②理科室の薬品の管理については、過去にも同様に指摘をしてきたが、依然として改善されていない状況が見受けられる。管理者への指導の徹底に加え、管理に係る手続きや帳簿等の見直し、教育委員会による点検・確認の実施などにより、適正な管理を図られたい。
- ③補助金に係る事務処理について、以下のとおり関係書類を十分に確認しないまま処理し、補助金等交付規則などに反するものが散見された。
- 補助金の交付申請書及び実績報告書は、補助金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのものであり、審査(決裁)の過程において、関係書類の内容を責任をもって確実に点検するとともに、実施要領に則り、処理されたい。
- また、小中学校に配置されている「スクールアシスタント」に対しては、「スクールアシスタント」配置事業補助金交付要綱に基づいて、各校長から報償金が支払われているが、本アシスタントは市教育委員会において選考のうえ、委嘱され、市教育委員会や校長の指揮監督の下に、児童生徒のいじめ・不登校等に関する個別の支援等の重要な職責を担っていることから、本アシスタントの配置実態を踏まえた制度の改善について検討されたい。
- イ. 平成29年度の遠距離通学費補助事業について、学校教育課は、申請者(学校)から補助事業実績報告書を受領後、補助金交付確定通知書を発出すべきところ、補助事業実績報告書を提出した日より前の日付で補助金交付確定通知書を発出していた。(大淀中学校)
- ・前期分(6月1日基準日) 補助事業実績報告書提出日:平成29年9月15日、  
補助金交付確定通知書発出日:平成29年9月13日
  - ・後期分(12月1日基準日) 補助事業実績報告書提出日:平成30年3月14日、  
補助金交付確定通知書発出日:平成30年3月5日
- ロ. 平成29年度の中学校体育大会派遣補助事業について、学校教育課は、申請者(学校)から事前着手承認申請書を受領後、事前着手承認通知書を発出すべきところ、事前着手承認申請書を提出した日より前の日付で事前着手承認通知書を発出していた。また、学校が提出した補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書を受領後、補助金等交付決定書兼確定通知書を発出すべきところ、補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書を提出した日より前の日付で補助金等交付決定書兼確定通知書を発出していた。(赤江東中学校)
- ・事前着手承認申請書提出日:平成29年10月11日、事前着手承認通知書発出日:平成29年8月1日
  - ・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出日:平成29年11月27日、補助金等交付決定書兼確定通知書発出日:平成29年9月19日

(赤江中学校)

- ・事前着手承認申請書提出日：平成 29 年 9 月 12 日、事前着手承認通知書発出日：平成 29 年 8 月 1 日
- ・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出日：平成 29 年 10 月 10 日、補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 29 年 9 月 1 日

ハ. 平成 29 年度及び平成 30 年度の赤江中学校スクールアシスタント配置事業について、次のような不備があった。

- a. 学校教育課は、申請者（学校）から補助金交付申請書（起案日：平成 29 年 4 月 26 日）を受理後、補助金等交付決定書を発出すべきところ、補助金交付申請書を提出した日より前の日付（平成 29 年 4 月 3 日）で補助金等交付決定書を発出していた。
- b. スクールアシスタント（配置は交付決定日以降、勤務開始日は平成 29 年 4 月 10 日）について、補助金等交付決定書の発出日は平成 29 年 4 月 3 日であるものの、学校收受日は平成 29 年 6 月 8 日であった。  
また、平成 30 年度については、スクールアシスタントの勤務日が平成 30 年 4 月 6 日からとなっているにもかかわらず、実査日（平成 30 年 5 月 8 日）時点で学校教育課からの補助金等交付決定書は学校へ届いていなかった。
- c. 学校から平成 30 年 3 月 9 日提出された平成 29 年度の補助事業実績報告書について、平成 30 年 3 月 23 日報酬を支払っている実績があるにもかかわらず、確認することなく受理していた。

二. 平成 29 年度の小中学校スクールカウンセリング等事業（校外生徒指導対策協議会）について、次のような不備があった。

- a. 補助事業実績報告書の添付書類である事業実施報告書には「春季休業中（3 月 27 日～3 月 31 日）の巡回指導」の内容が記載されているにもかかわらず、平成 30 年 3 月 9 日提出された補助事業実績報告書を受理していた。（赤江中学校）
- b. 補助対象外経費である学校行事（校外ロードレース大会）で使用する消耗品（三角コーン等）の購入があったにもかかわらず、精査することなく平成 30 年 3 月 28 日付けで補助金等交付確定通知書を発出していた。（木花中学校）
- c. 学校から平成 30 年 3 月 22 日提出された補助事業実績報告書について、平成 30 年 3 月 23 日に補助対象となる消耗品費の支出があったにもかかわらず、書類の内容を確認しないまま平成 30 年 3 月 30 日付けで補助金等交付確定通知書を発出していた。（生目中学校）

④公民館の使用料の減免について、教育局長の決裁を受けないまま減免しているものがあった。

使用料の納付の期日は、使用許可の日と規定されていることから、使用料の減免は同時に決定する必要がある。

一方、使用許可は館長の専決事項、減免は、教育局長の専決事項と規定されていることから、許可日に減免を決定することが困難な場合も見受けられる。よって、市民サービス確保の観点から、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。



## 監査の着眼点

下記の項目について適正に執行されているか確認する	
小・中学校	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	給油券の保管・公用バイクの管理・運転日誌について
	就学援助費について
	薬品の保管状況について
	私用電話料等の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	補助金等について
	タクシー乗車券の管理について
公民館等	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	公衆電話料の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	タクシー乗車券の管理について
保育所・幼稚園	収入等事務について
	備品の管理状況について
	タクシー乗車券の管理について